

消費者取引を巡る現状と検討の観点

令和2年4月21日
消費者庁

検討の方向性

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化

- 法執行の強化・迅速化のためのルール整備
 - ・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する実効性のある対策
 - ・ 過量販売や適合性原則について消費者被害の拡大を迅速に防ぐための施策 等
- 被害者救済の抜本的強化
 - ・ 悪質商法による被害者救済のための措置の検討 等

経済のデジタル化・国際化に対応したルール整備

- 経済のデジタル化に対応したルールの整備
 - ・ デジタル・プラットフォームを經由した取引等に係るルール整備
 - ・ 詐欺的なインターネット通販（アグレッシブ通販）や悪質なお試し商法等に係るルール整備
 - ・ やらせレビューに係る規制の在り方 等
- 経済の国際化に対応したルールの整備
 - ・ 越境取引に対応するための方策 等

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化（１）

論点① 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する実効的な制度

- 消費者が、勧誘されている取引が真に持続可能性のあるものであるか確実に判断することができるよう、例えば、事業者の業務、財務、経理等の状況や預託の対象となっている商品等の保有・運用状況等、その他必要な内容について、例えば、以下の場面でどのような対応が必要か検討すべきではないか。
 - ・ 事業者による記録・資料等の管理・保存
 - ・ 消費者への情報提供（広告、勧誘時）
 - ・ 行政への合理的な根拠を示す資料の提出（必要に応じ）
- 新たな商品・権利による販売預託商法が行われた場合、迅速に対応するためどのような方策があるか。
- その他預託法に関連して、見直すべき事項はないか。

論点② 消費者の脆弱性を狙った悪質商法への法執行の強化・迅速化

- 高齢者や若年層を狙った悪質商法等のうち、特定商取引法が規制する過量販売や適合性原則違反として行政処分をこれまでも行ってきた。一方で、専門的又は複雑な事項も多く、立証に時間を要することがある。そのため、消費者被害の防止の拡大を迅速に防ぐための方策がないか。
- その他、法違反事業者に対する法執行を強化・迅速化するために必要な事項はないか。

論点③ 被害者救済の抜本的強化

- 悪質商法による被害者救済の強化のため、例えば、以下のような民事ルールその他の措置を検討できないか。
 - 預託法においても、不実告知等が行われた際の契約等の取消しに係るルールや、適格消費者団体による差止請求権に係る規定を設けるべきではないか。
 - 預託法において、最終的に破綻することが確実なスキームであるにもかかわらず、締結された預託等取引契約について、どのような民事的効力が考えられるか。
 - このほかに、消費者庁等が行った行政処分に際して認定された違反事実を、民事訴訟においても活用できる方策は考えられないか。
- その他、被害者救済の強化に資する措置はないか。